

## 記入例

## 物価高騰対応緊急支援金（均等割のみ課税）支給要件確認書

物価高騰対応緊急支援金について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当する可能性があるため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和6年5月31日（※郵送必着）までに、この確認書を返送してください。

支給方法	口座振替
支給日	支給決定をした日から30日以内
支給口座	赤とんぼ銀行 夕焼け支店 普通口座 1234567 タツノ タロウ
支給額	100,000円

## ■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（）にレを入れてください）

<input checked="" type="checkbox"/> ① 世帯の中に、住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
<input checked="" type="checkbox"/> ② 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、支援金が受け取れます。

（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象者に該当せず、支援金を受け取れません。）

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象者となりません。

※確認内容が誤っている場合は支援金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合または返送した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市は本支援金の受給を辞退したものとみなします。

※本支援金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【 私の世帯は支援金を受給しません  】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	たつの 太郎	確認日	令和 6 年 5 月 1 日	日中連絡可能な電話番号	070-1234-5678
-------	--------	-----	----------------	-------------	---------------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下のいずれか1つのチェック欄（）にレを入れてください。

上記口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）、

① 世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込を希望します。（通帳等の写しは不要）

※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。

② 下記の口座への振込を希望します。（通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください）

【受取口座記入欄】※②を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	(フリガナ) 口座名義
新舞子	砂浜	1普通 2当座	1 2 3 4 5 6 7	タツノ タロウ たつの 太郎
金融機関番号	店番号			
0 1 2 3	4 5 6			
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号	(フリガナ) 口座名義
	{ 6桁目がある場合は※欄にご記入下さい }		※右詰めでご記入下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 9 8 7 0 ※		9 8 7 6 5 4 3	タツノ タロウ たつの 太郎

（注）金融機関で口座が作ることができない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、たつの市緊急支援金担当係（0791-64-3196）までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 4年1月5日	たつの市龍野町富永1005番地1 日中に連絡可能な電話番号 0791 (64) 3196
	タツノ ハナコ たつの 花子			
上記の者を代理人と認め、 緊急支援金の （ <u>確認・請求</u> <u>受給</u> <u>確認・請求及び受給</u> ） を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			表面の 世帯主氏名	署名 たつの 太郎

**この用紙は記載例です。**

**振込先金融機関口座確認書類**

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

表面の上部に記載している以外の口座で表面の下部に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。

※ 表面の上部に記載の口座又は公金受取口座への振込を希望される場合は不要。

**【代理人が確認（受給）する場合（成年後見人の場合は省略可）】**

**代理人確認書類**

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、代理人の本人確認書類を添付

代理人が確認（受給）する場合 には提出してください。